

「枯損木伐採業務委託(一般市道加茂経1号線)」仕様書

(担当: 櫻井、岡本 TEL075-492-3111)

1 件名

枯損木伐採業務委託(一般市道加茂経1号線)

2 目的及び概要

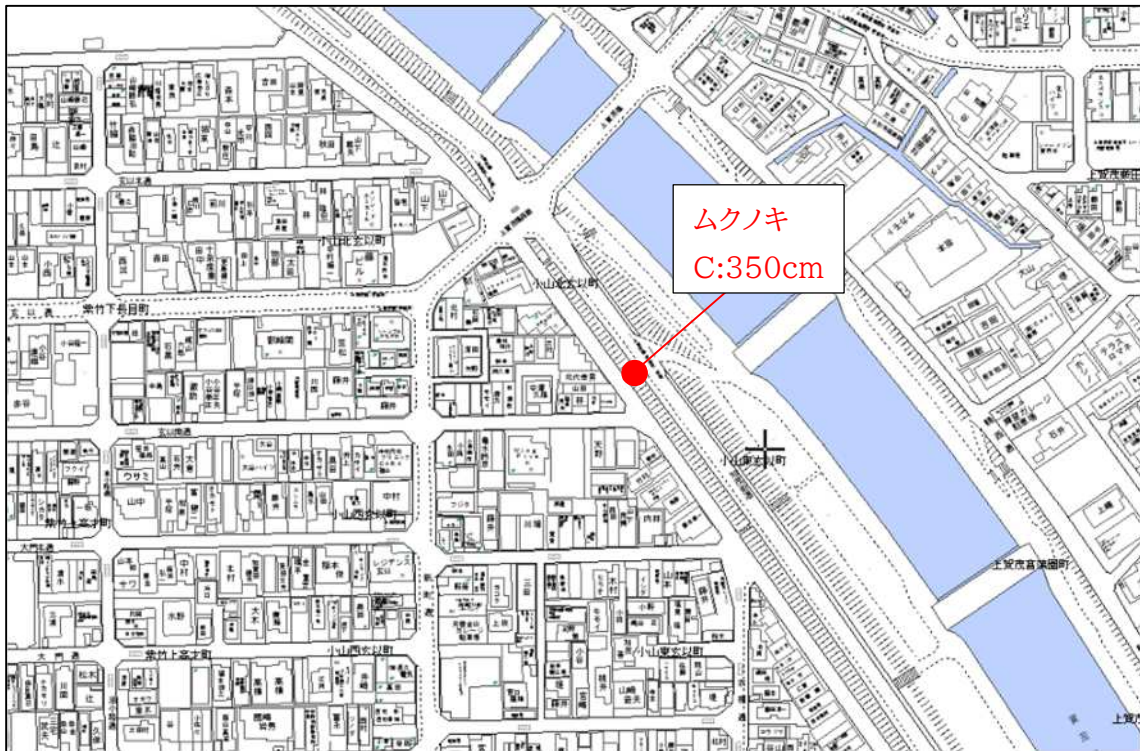
一般市道加茂経1号線において、沿道樹木のムクノキに空洞化が確認されたことから、倒木等の危険性があるため伐採を行う。また、当該箇所は伐採後の転落防止柵の設置が技術的に困難であるため、対象木を既存の転落防止柵と同等の高さで残置し、切り株を転落防止柵の代替として活用することで、歩行者等の安全な通行空間を確保することを目的とする。

3 期間

契約締結の日から令和8年8月31日まで

4 履行場所

京都市北区小山北玄以町 地内



5 業務内容等

- ・ 対象木(ムクノキ 幹周:350cm 1本)の伐採。
- ・ 対象木の伐採高さについては、周辺の転落防止柵の高さと同等となるよう、地上 1.1m とすること。
- ・ 伐採にあたっては、根株からヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み(網目状)を実施すること。
- ・ 発生材(幹・枝葉)の運搬処分。
- ・ 対象樹木の地上部撤去のために実施する、対象樹木以外の樹木の剪定業務及び発生材(幹・枝葉)の運搬処分。

6 支払条件

業務完了後、範囲において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

7 本業務における留意事項等

- ・ 業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。
なお、写真帳は、対象木ごとに、着手前、完成写真、業務工程ごとの業務状況写真を提出すること。
- ・ 業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・ 本業務の実施で生じる発生材(幹・枝葉)については、適切に処分すること。
- ・ 発生材(幹・枝葉)は、現場に仮置きすることなく、即日、処分すること。なお、処分先の都合等、やむを得ず現場での仮置きを行う場合は、監督職員と協議のうえ、仮置き場所や安全対策の方法に関する指示を受けること。
- ・ 近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- ・ 地元への周知に期間を要するため、実施日については発注者と事前に協議すること。
- ・ 必ず対象木や進入路の状況を確認のうえ、見積を作成すること。